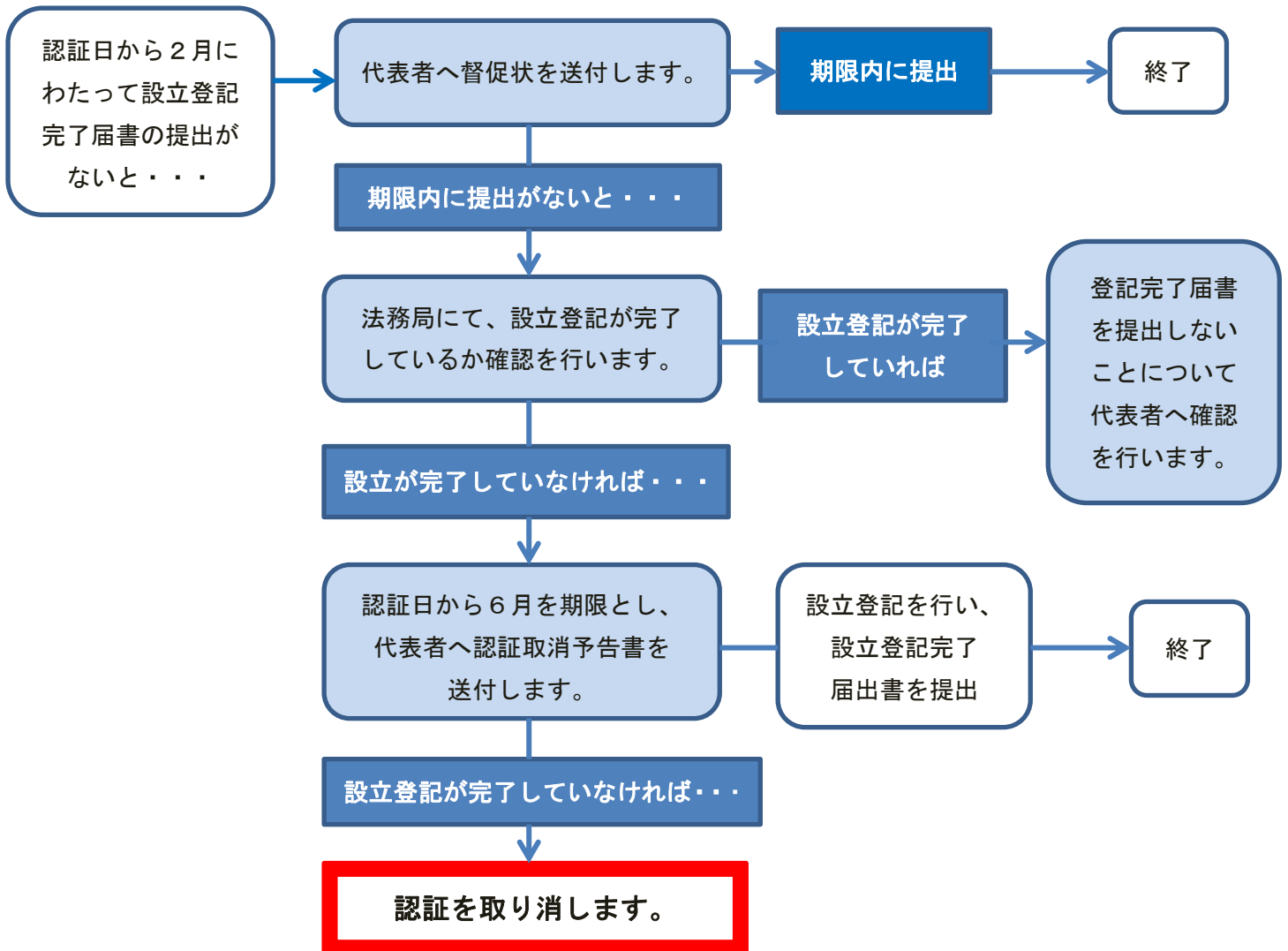


特定非営利活動法人の設立登記を行わない団体に関する取扱要領のポイント

設立の認証を受けた者は、組合登記令第2条第1項の規定により、2週間以内に主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければいけません。設立登記完了後は、登記完了届出書を遅滞なく所轄庁に提出しなければなりません。



平成24年4月1日から施行された改正特定非営利活動促進法により、熊本県では、設立の認証を受けた者が、認証のあった日から6月を経過しても設立の登記を行わない場合は、その設立の認証を取り消します。



※ 認証取消しについては、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館ホームページ及び県ホームページ等で公表します。その際、団体の名称及び主たる事務所所在地、代表者の氏名、理由等も掲載します。

※ 合併の登記についても、法令に基づき上記に準じた取り扱いを行います。

設立登記を行わない団体に関する取扱いフロー図

● 4月1日に認証を受けた団体の例

手 続 き	期 限	備 考
認証 (例：4月1日)		設立の認証を受けた団体は、2週間以内に主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければいけません。 設立登記完了後は、遅滞なく、登記完了届出書を所轄庁に提出してください。
督促状の送付	7月上旬	認証から約3か月後、登記完了届出書の提出がない団体に対しては、代表者に督促状を送付します。
督促後の提出期限	8月上旬	督促後、約1か月以内に、登記完了届出書をNPO・ボランティア協働センターへ提出してください。
認証取消予告書の送付	9月上旬	督促後、期限内に登記完了届出書の提出がなく、かつ設立登記が完了していないことが判明した場合、認証取消予告書を代表者に送付します。
最終期限	10月上旬	認証取消予告後、期限内（認証日から6か月以内）に設立登記を行い、速やかに設立登記完了届出書をNPO・ボランティア協働センターへ提出してください。
認証取消しに係る聴聞会の開催通知	11月上旬	認証取消予告後、期限経過後も設立登記が完了していないことが判明した場合、聴聞会の開催通知を代表者に送付します。
聴聞会の開催	12月下旬	県庁にて開催
認証取消しの通知	1月上旬	当該団体、代表者等へ送付
パレア掲示板及びホームページに掲載	1月上旬	パレア掲示板、パレアホームページ及び県ホームページにて、団体名称、住所地、代表者氏名、理由を掲載します。